

Ⅱ 農林業経営体の部

解説

この部には、農林業経営体等、集落営農及び農作業死亡事故に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

1 農林業経営体等

農林水産省統計部の「農林業センサス」及び「農業構造動態調査」を収録した。

「農林業センサス」は、農業構造を捉えることを目的として全ての農業事業体を対象として昭和25年以降5年ごとに実施し、2005年以降は個々の農林業生産活動（農林業経営）に着目した「農林業経営体調査」として実施したものである。

「農業構造動態調査」は、農林業センサスの実施年以外の年の農業構造の実態及びその変化を明らかにするために実施したものである。

なお、農林業センサスは全数調査であり、農業構造動態調査は標本調査であることから両者の統計数値は必ずしも接続しないので利用にあたっては注意されたい。

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- a 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業
- b 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が別表で定める規模以上の農業
- c 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が3 ha以上の規模の林業

d 農作業の受託の事業

e 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

（別表）

対象	規模
露地野菜作付面積	15 a
施設野菜栽培面積	350 m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a
施設花き栽培面積	250 m ²
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15 頭
採卵鶏飼養羽数	150 羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
その他	調査期日前1年間に ける農産物の総販 売額50万円に相当する 事業の規模

(2) 農業経営体

農林業経営体の規定のうち、(1)のa、b又はdのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(3) 林業経営体

農林業経営体の規定のうち、(1)のc又はeのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(4) 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。
なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

(5) 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

(6) 法人経営体

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

(7) 経営耕地面積

農林業経営体が経営している耕地（けい畔

を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。

(8) 主副業別経営体

a 主業経営体

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

b 準主業経営体

農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

c 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

(9) 世帯員等

a 世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ているその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。

また、住み込みの雇人も除く。

b 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

c 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

2 集落営農

農林水産省統計部の「集落営農実態調査」を収録した。

集落営農とは、集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。

3 農作業死亡事故

農林水産省農産局の「農作業死亡事故」を収録した。

これは、厚生労働省の「人口動態調査」について、統計法第33条に規定する調査票情報の提供を受けて集計したものである。